

OES 大槻電気通信株式会社
委託先の管理に関する細則

第 1 条（目的）

本細則は、個人情報保護基本規程第 11 条 3 項にもとづき、大槻電気通信の保有する個人データを委託業務に伴い委託先に提供する場合について、委託先の適正な選定および管理に関し、その細則を定めるものである。

第 2 条（責任）

1. 個人情報管理責任者は、委託先選定の基準、契約書式雛形、および業務遂行にかかわるルールを策定し、これを運用する責任を有する。
2. 事業部門の責任者は、当社の個人データを取り扱う業務を委託する場合、委託を行う部署の責任者は当社と同等以上のセキュリティが確保されるように、前項のルールに基づき、委託先の選定、契約および業務遂行の監督を行わなければならない。

第 3 条（委託先選定）

1. 事業部門の責任者は、個人データを取り扱う業務を委託する場合、安全性、機密性、可用性を確認し、セキュリティマネジメントの要求に対する委託先の対応能力について評価し、選定を行い、その結果を保存しなければならない。
2. 事業部門の責任者は、定期的または必要時に、委託先の再評価を行い、必要であれば適切な処置を行わなければならない。

第 4 条（契約）

事業部門の責任者は、個人データを取り扱う業務を委託する場合、委託先と以下の事項を定めた契約を締結しなければならない。

- （ 1 ） 法的要求事項、顧客との契約で要求された事項への対応
- （ 2 ） 個人情報に関する秘密保持
- （ 3 ） アクセス権の制限とアクセス管理
- （ 4 ） 再委託を禁止する、又は再委託の条件（選定基準、契約締結、届出等の義務）
- （ 5 ） 事故時の責任分担
- （ 6 ） 契約終了時の個人情報の返却及び消去
- （ 7 ） 前項についての調査権の確保

特定の業務を委託する業者に対して 業務委託契約書と秘密保持契約書を締結し、秘密情報管理要項と協力店教育用教材「個人情報を保護するために《協力会社の皆様へ》」を遵守する旨、教育を行う。

継続的な業務を委託する業者に対して 秘密保持契約書を締結し、秘密情報管理要項と協力店教育用教材「個人情報を保護するために《協力会社の皆様へ》」を遵守する旨、教育を行う。

第5条（調査）

事業部門の責任者は、契約の履行状況を定期的に管理し、必要な場合は調査を行うこととする。調査を行う項目は以下のとおりとする。

- （１）委託先の該当業務従事者へのセキュリティ責任の徹底
- （２）情報資産の完全性と機密性の維持方法と検証方法
- （３）該当業務情報へのアクセス制限の方法
- （４）災害など非常時に対するサービスの可用性の確保
- （５）委託したシステムや装置に対する物理的セキュリティ対策

（附則）

- 1．本細則は、代表取締役の承認により制定改廃を行う。
- 2．本細則は、有限会社東北消防設備管理センターにも適用する。
- 3．本細則は、2005年4月1日より施行する。